

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、大網白里市が策定した大網白里市地域防災計画（令和2年3月一部改訂）やハザードマップを基に現状分析を行う。

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

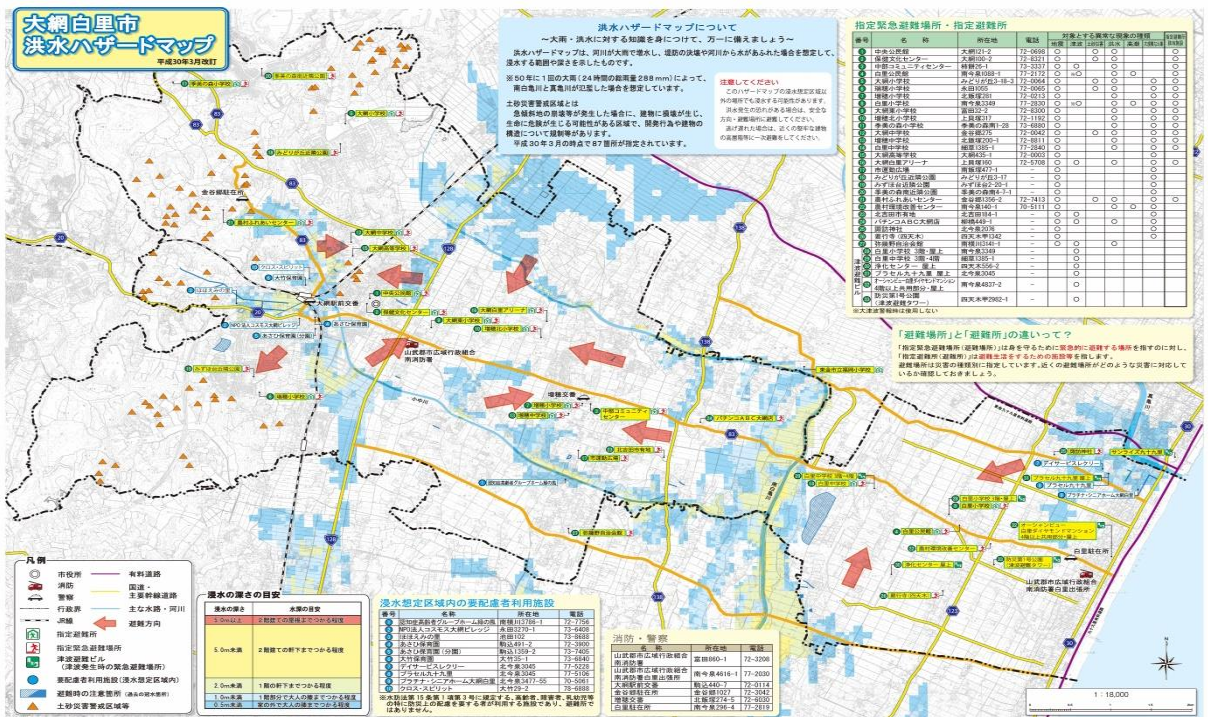
当市には大きな河川が存在しないため、河川の決壊による大水害などは起こらない環境にあるが、平野部の土地は平らで、かつ幾条にもわたる砂丘のため土地のわずかな凹凸が多く、水はけは良くない。このため、豪雨時には局地的な浸水があり、数件～20数件の浸水被害が発生することがある。特に、増穂地区中心部などで小規模な浸水被害が発生している。また、真亀川や堀川が増水したときに排水性が悪くなるため、北今泉や南今泉周辺では内水氾濫が起こりやすくなっている。

台地と丘陵地を刻む谷間でも、標高約10mと平な土地であるとともに、下流側の平野に土地の凹凸がある。そのため、水はけが悪い環境にあり、時々道路冠水や家屋浸水等の被害が生じており、中心市街地の商業地域においても店舗の浸水被害が発生している。

(大網白里市洪水ハザードマップ)

洪水ハザードマップは、大雨により南白亀川と真亀川が氾濫した場合に浸水が予想される地域や浸水の深さ、避難所の位置、避難方向などを掲載している。

市内を流れる小中川、南白亀川、真亀川沿いに浸水が予想される地域がみられる。浸水の深さは0.5～2.0mである。



【参考文献：大網白里市洪水ハザードマップより】

## (2) 土砂災害

当市の土砂災害警戒区域に指定された区域の数は90箇所あり、その内、特別警戒区域と指定された区域の数は89箇所ある。(令和2年3月現在)

これらは、ほとんどが台地・丘陵地と谷戸・低地の境界にある斜面で、斜面下には道路や家屋がある。大規模な斜面崩壊は想定されないものの、局地的な土砂崩れのおそれがある。

## (3) 地震

国の地震調査委員会(2014)によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生蓋然性が高い状況にある。

平成19年度及び平成26・27年度千葉県地震被害想定調査による当市の被害想定は、次のとおりである。

想定される地震のうち、当市が大きく被害を被るのは、東京湾北部地震(マグニチュード7.3/南関東直下)及び千葉県北西部直下地震(マグニチュード7.3)であるが、震源が当市から離れているため、震度5強から一部で6弱と、地震による揺れが相対的に小さいものとなっている。

一方、当市では、上記の他に、市の直下で起きる地震も想定される。

千葉県直下のどこでも発生しうる直下地震(フィリピン海プレート内に1km<sup>2</sup>間隔でMw7.3の震源を想定した場合と地殻内に1km<sup>2</sup>間隔でMw6.8の震源を想定した場合)として想定された防災リスク対策用地震では、当市の震度は殆どの地域で6強、一部の地域で6弱の震度となっている。

このため、当市防災計画では東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震における被害想定に対する対応力の確実な実現と、防災リスク対策用地震における「減災」の一層の実現を目指した地域防災力の向上に努める。

## (4) 津波

当市を含めた外房から九十九里浜にかけての沿岸は過去の大地震で度々津波の被害を受けてきた。

最大クラスの津波「10mの津波の高さ(大津波警報)」に対しては、市民の迅速な避難行動など、主としてソフト対策により安全を確保し、発生頻度が比較的高い津波「3mの津波の高さ(津波警報)」に対しては、市民の迅速な避難行動のほか、海岸保全施設の整備等のハード対策を併せて、生命と財産の保全を確保する。

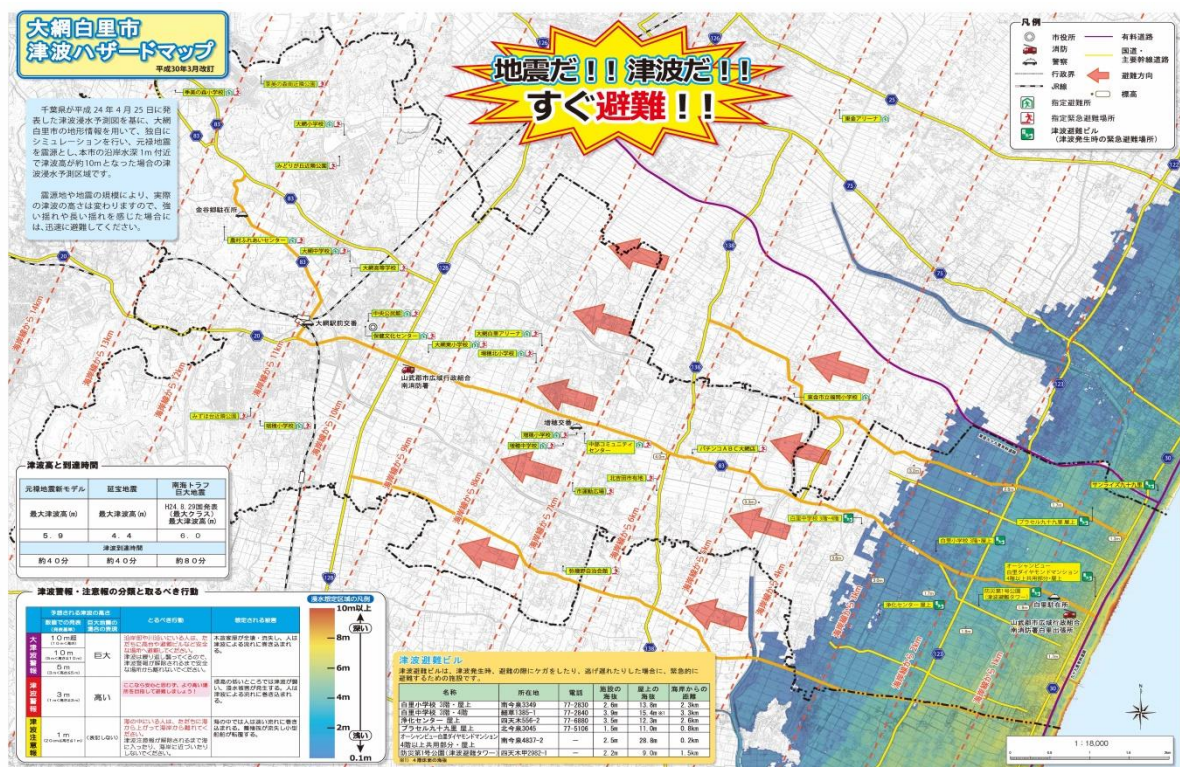
なお、津波対策は、住民一人ひとりの素早い避難が、最も有効で重要な対策と位置付けられていることから、当市は、確実な情報伝達を軸とした迅速な避難の確保に努めることとし、避難訓練や防災教育の実施による防災意識の向上と併せて、津波避難施設や避難路の整備等に努めることとする。

(大網白里市津波ハザードマップ)

平成24年4月、千葉県が公表した津波浸水予測図や解析に用いた資料を参考に、当市周辺の地形情報を考慮したうえで、沿岸水深1m付近で「10mの津波の高さ」となるよう条件を与え、当市独自の津波シミュレーションを実施したところ、図のように海岸から約3.5km内陸まで浸水する結果となった。

このため、当市は、市及び県の浸水想定を参考に、「大津波警報10m」、「津波警報3m」、「津波注意報1m」が発表された場合、沿岸部に大きな被害が想定されることから、「避難指示(緊急)」が迅速に発令できるよう、運用を予め定めている。





【参考文献：大網白里市津波ハザードマップより】

(5) その他

令和元年9月9日未明に当市を襲った台風15号は、暴風と豪雨により、市内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害を及ぼし、住家被害のうち半壊7棟、一部損壊1,205棟、事業用作業場や倉庫等の非住家の一部損壊は329棟に上った。その他多くの地域で3～7日間の断水や停電が発生するなど、大きな被害が発生した。

2 商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

(1) 商工業者数 1,072人

(2) 小規模事業者数 1,019人

内 訳

| 業 種     | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(立地状況等)                |
|---------|-------|---------|--------------------------|
| 建設業     | 191   | 191     | 市内に広く分散している              |
| 製造業     | 86    | 85      | 市内に広く分散している              |
| 小売業・卸売業 | 259   | 222     | JR大網駅周辺に多いが、市内にも広く分散している |
| 宿泊業・飲食業 | 130   | 124     | 市内に広く分散している              |
| サービス業   | 395   | 389     | 市内に広く分散している              |
| その他     | 11    | 8       | 市内に広く分散している              |
| 合 計     | 1,072 | 1,019   |                          |

(出典：商工会調査名簿)

### 3 これまでの取組

#### (1) 当市の取組

##### ① 大網白里市地域防災計画の策定

当市では、大網白里市防災会議が災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、当市に係わる風水害、地震津波災害をはじめとする大規模災害や、海難事故や大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、当市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「大網白里市地域防災計画」を策定している。計画は、総則、地震対策・津波対策、風水害対策、大規模事故対策及び資料編で構成されており、直近では令和2年3月に一部改訂している。

##### ② 防災訓練の実施

当市では毎年度、「土砂災害避難訓練」、「総合防災訓練」、「津波避難訓練」を実施し、地震等の大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった防災訓練を実施している。

##### ③ 防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、市民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

#### (2) 当会の取組

##### ① BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

##### ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

##### ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

##### ④ 日本政策金融公庫や県市などの公的な各種融資制度の斡旋

##### ⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

## II 課題

1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

### Ⅲ 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP(事業継続計画)を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP(事業継続計画)策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP(事業継続計画)策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資をうけられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み(策定したBCP計画の遂行)支援を実施する。
- ② BCP(事業継続計画)策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP(事業継続計画)策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会(構成員:当会正副会長、当市担当者)を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP(事業継続計画)への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害(マグニチュード7の地震等)が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当市主催による大規

模な総合防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

5年間で、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

| 種 類         | 個 数    | 種 類                 | 個 数   |
|-------------|--------|---------------------|-------|
| 防寒アルミシート    | 30 枚   | 懐中電灯・ランタン           | 5 基   |
| 簡易防寒具（カイロ等） | 60 個   | 乾電池                 | 適宜    |
| ヘルメット       | 10 個   | ラジオ付き手動式携帯<br>電話充電器 | 4 台   |
| 作業用ゴム手袋     | 10 双   | 非常用簡易トイレ            | 4 基   |
| 軍手          | 50 双   | ポケットティッシュ           | 200 個 |
| 簡易雨具        | 50 枚   | マッチ・ライター            | 適宜    |
| スリッパ        | 50 組   | 防虫スプレー              | 適宜    |
| 飲料水 2 L     | 20 個   | 発電機（各階に1基）          | 2 基   |
| 非常用ポリタンク    | 10 個   | 電気ポット・ポット           | 4 基   |
| 簡易食器        | 200 枚  | 扇風機（夏季用）            | 4 基   |
| 救急セット       | 2 組    | スコップ                | 2 本   |
| 土嚢袋         | 20 枚   | 脚立                  | 2 基   |
| ブルーシート      | 10 枚   | ハンマー                | 1 本   |
| トイレットペーパー   | 30 ロール | マスク                 | 200 枚 |
| タオル         | 30 枚   | ハンドアルコール            | 5 本   |
| ハンドソープ      | 5 個    | 抗菌アルコール             | 5 本   |

※会議室の面積が141㎡（2階大会議室65㎡・2階小会議室36㎡・1階小会議室40㎡）であるため、《緊急対応初期の段階で就寝可能な専有面積2㎡/1人の基準》又は、《避難が長期化し荷物置場を含めた専有面積3㎡/1人の基準》を考慮すると避難受入人数は最大47人程度となるが、トイレの規模等から現実的な避難受入人数を**30人程度**と予測して**備蓄**する。

※上記防災備品は本計画期間中（令和3年度から令和7年度）に購入する。

## 2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。  
※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当市で共有する。

### (2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
  - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
  - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
  - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

| 地区名  | 役職名 | 人数 | 応急対策の内容      |
|------|-----|----|--------------|
| 大網地区 | 理事  | 5人 | 大まかな被害状況の把握等 |
| 増穂地区 | 理事  | 2人 | 〃            |
| 白里地区 | 理事  | 3人 | 〃            |

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

(当会と当市で共有する被害規模等の目安)

| 被害規模      | 被害状況   |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。<br>・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。<br>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 中規模な被害がある | ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。<br>・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。  |
| 被害がある     | ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。<br>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。  |
| ほぼ被害はない   | ・目立った被害の情報がない  |

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。



- ④ 当会と当市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

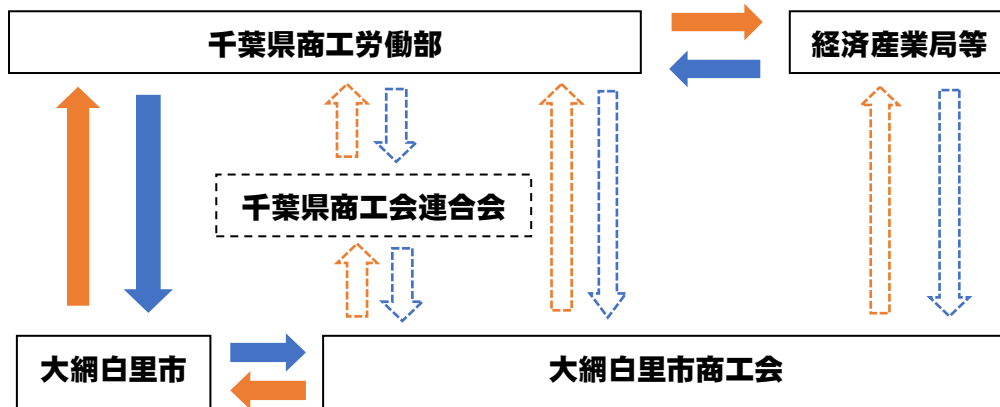
|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回以上共有する。<br>必要に応じて追加する |
| 2週間～3週間 | 1日に2回共有する                  |
| 3週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する                  |
| 2ヶ月以降   | 2日に1回共有する                  |

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

#### ① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員2名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

#### ② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当市が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の大会議室等を避難場所として開放する。
- (2) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (3) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (4) ブルーシート等を配布する。
- (5) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について当市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (6) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (7) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (8) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (9) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、市の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

#### 6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

##### (1) 事前の対策

- ① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。  
(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

##### (2) 流行時の対策

- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。

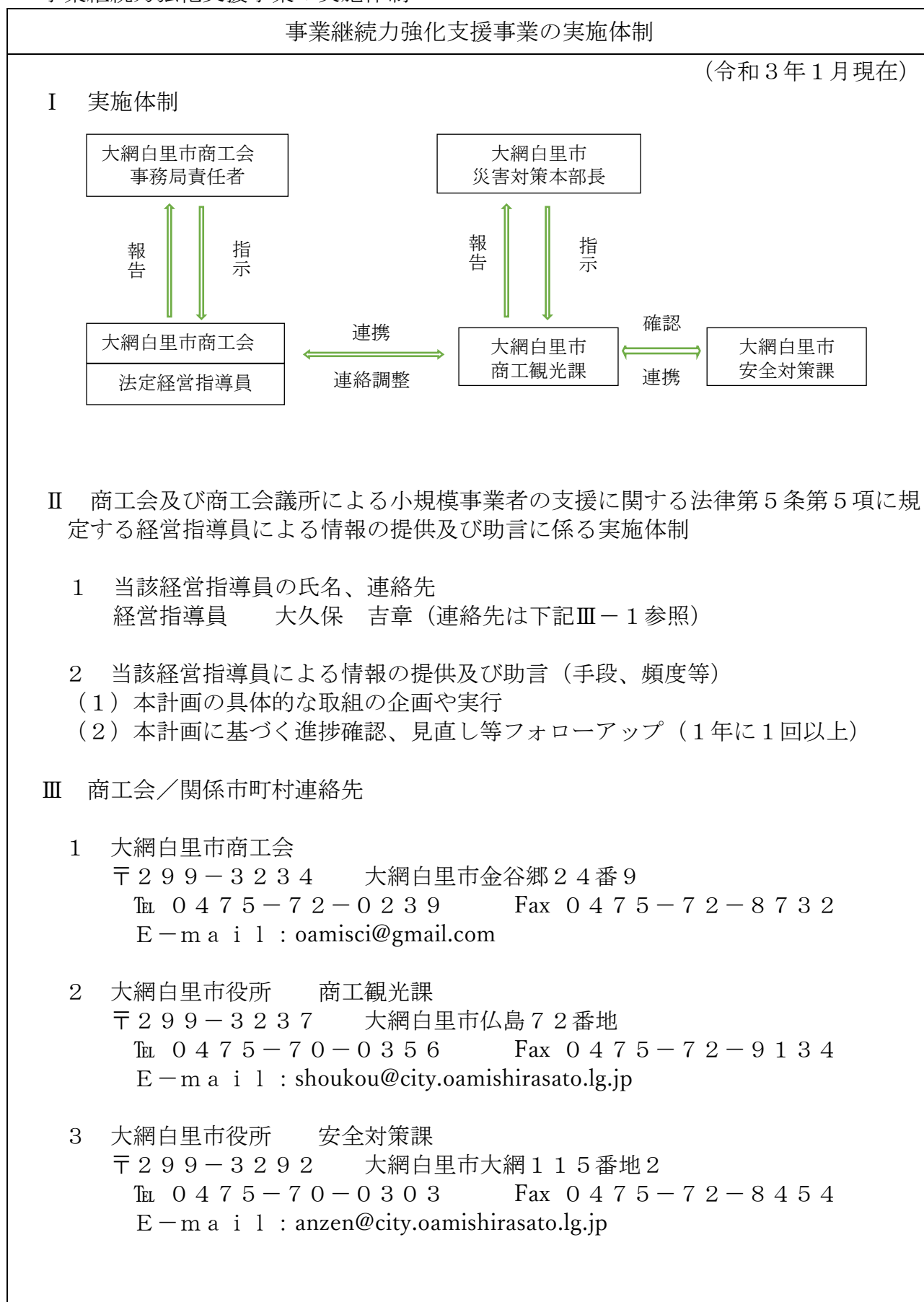
- ③ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や千葉県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

|                           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額                   | 100   | 150   | 150   | 150   | 150   |
| BCP策定個別<br>相談会開催費<br>通信費他 | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| 防災備品<br>購入費               | 50    | 100   | 100   | 100   | 100   |

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等